

平成24年度第4回江東区外部評価委員会（第1班）

1 日 時 平成24年7月21日（土）
午後1時30分 開会 午後3時20分 閉会

2 場 所 江東区役所7階第74会議室

3 出席者

(1) 委員（ ）は欠席

大塚 敬
桑田 仁
篠田 正明
吉田 正子

(2) 事務局出席者

政策経営部長	寺内 博英
企画課長	長島 英明
財政課長	武田 正孝
計画推進担当課長	奥村 健治

(3) 施策28関係職員

都市整備部長	作田 純一
都市計画課長	小川 和久
まちづくり推進課長	小島 俊之
都市計画課都市計画担当係長（庶務）	鈴木 謙
都市計画課都市計画担当係長（都市計画）	大石 孝和
都市計画課都市計画担当係長（景観）	南波 稔
土木部長	並木 雅登
管理課長	長尾 潔
水辺と緑の課長	高垣 克好
管理課管理係長	小林 隆

(4) 施策30関係職員

都市整備部長	作田純一
まちづくり推進課長	小島俊之
まちづくり推進課まちづくり担当係長（やさしいまちづくり）	
	今井友明
土木部長	並木雅登
水辺と緑の課長	高垣克好

4 傍聴者数 0名

5 会議次第

1. 開会
2. 施策28「計画的なまちづくりの推進」ヒアリング
3. 施策30「ユニバーサルデザインのまちづくり」ヒアリング
4. その他
5. 閉会

6 配付資料

- ・席次表（施策28、30）
- ・委員名簿
- ・関係職員名簿（施策28、30）
- ・施策評価シート（施策28、30）
- ・行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート（施策28、30）
- ・外部評価シート（施策28、30）

午後1時30分 開会

○大塚委員（班長） それでは、始めさせていただきます。改めて午後の傍聴、報道ともになしということですね。それでは、第4回江東区外部評価委員会（第1班）のヒアリング、これは3回目になりますけれども、開会いたします。

今回の外部評価の対象の施策は、施策の28、「計画的なまちづくりの推進」ということになります。お手元の資料の確認ですけれども、議事次第の下のほうに席次名簿、関係職員名簿、評価シート、行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート、それから外部評価シートと。これは午後の2コマ分セットになっています。資料の、過不足等大丈夫ですね。それでは、よろしければ、次の議題に進みますけれども、まず手短かに、双方、自己紹介を簡単に名簿に沿ってということで、まず委員のほうですけれども、私のほうからお話しさせていただきます。大塚と申します。司会進行させていただきますので、よろしくをお願いします。

○桑田委員 桑田と申します。私は、今回これが3回目ということで、また前回よりもよりよい外部評価ができればと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○篠田委員 篠田と申します。2回目の、豊洲在住一般区民です。よろしくお願いします。

○吉田委員 吉田正子と申します。江東区民です。とても江東区が好きでよく散歩しておりますので、そういった視点を入れさせていただきます。

○都市整備部長 都市整備部長の作田と申します。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 都市計画課長の小川でございます。よろしくお願いいたします。

○まちづくり推進課長 まちづくり推進課長の小島です。よろしくお願いします。

○土木部長 土木部長の並木でございます。

○関係職員 管理課長の長尾です。よろしくお願いします。

○水辺と緑の課長 水辺と緑の課長の高垣です。よろしくお願いします。

○都市計画担当係長（庶務） 都市計画課の庶務担当係長をしております鈴木と申します。よろしくお願いします。

○都市計画担当係長（景観） 都市計画課景観担当の南波です。よろしくお願いします。

○都市計画担当係長（都市計画） 都市計画課の都市計画担当の大石です。よろしくお願いします。

○管理係長 土木部管理課管理係長の小林と申します。よろしくお願いします。

○委員 それでは、自己紹介が終了しましたので、早速、施策28の現状と課題及び今後の

方向性について、ご説明をお願いいたします。

○関係職員　それでは、施策28、「計画的なまちづくりの推進」についてのご説明をさせていただきます。現状と課題の前に、都市計画決定に係る都と区の制度上の仕組みについて若干ご説明させていただきたいと存じます。

資料ですが、この28と書きましたところの3-1をちょっとごらんさせていただきたいんですけれども、これは過去5年間から現在までということで、制度改革についても若干書いてございますけれども、特別区におきましては、地域主権改革等によりまして、権限移譲が進んできております。具体的には、都と区の関係では、特別区が基礎自治体と、平成12年の地方分権一括法の中で自治法が変わって、内部団体的な位置づけから変わってきたということがございます。しかし、都市計画事務の分野におきましては、首都東京の広域的調整という観点が求められてきてまして、現行制度上、都の特例というものが幾つか設けられてございます。通常、市町村が決定する都市計画につきましても、特別区においては、東京都が決定することとされている項目が多くあるということでございます。中でも、用途地域と申しまして、その土地の建物の用途や建ぺい率、さらに容積率を定めるまちづくりの基本的な都市計画事務につきまして、平成12年以降、都市計画法の改正等もありましたけれども、都道府県から順次、市町村にその決定権限が移譲されてきたんですけれども、平成24年4月1日から地域主権改革によっても、市町村への移譲はされたのですが、特別区だけは東京都の広域的な調整が必要ということで、引き続き区部の用途変更、用途地域の決定権限は東京都に留保されているというところでございます。

当時、平成22年に区長会といたしまして、当時の区長会長というのは江戸川区の多田区長でしたが、多田会長名で時の国交大臣は前原氏、あと原口氏とか、総務系の大臣もいらっしやいましたけれども、平成22年に市と同様にしてくれというような要請を強くしてきたんですけれども、いまだかつて実現はしていない。こういった特別区における都市計画の権限につきましては、広域行政を担うといった都と、都の関係で一部制限がございまして、しかしながら、まちづくりの主役は区民であり、区が主導をとってやっていかなければいけないということもございまして、今後とも区民の考え、意向を踏まえながら、区民本位のまちづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

それでは、このA3の資料の2枚目になりますけれども、二次評価への取り組み状況で、右側にこれまでの取り組み状況というものを出してございますので、これに基づいて若干説明させていただきます。

平成22年の段階の外部評価におきましては、住民発意型の取り組みとか、区民やコミュニティ、NPOがより主体性を発揮するような取り組みに努めていって欲しいというような将来的な方向性を外部評価委員の方から評価をさせていただきますけれども、それらも踏まえまして、この2枚目の右側に書いてございますように、6つの取り組みをやってまいりました。

まず、都市計画マスタープランでございますけれども、これは平成23年3月に今後おおむね20年後を目標とする将来都市像とその実現に向けたまちづくりの取り組み方針を江東区全体を部門別に分け、さらには地域別に定めたもので、このマスタープランに基づきまして、今後も土地利用を誘導して、目指すべきまちづくりを進めていきたいというふうに考えてございます。

2点目でございます。都市計画マスタープラン実現に向けた取り組みでございますけれども、江東区では、区を挙げまして「シティ・イン・ザ・グリーン」、緑の中のまちというようなことで、緑をなるべく増やそうということで取り組んでおります。一方で、都市計画マスタープランの中では、環境都市づくりを進めるということも柱としてございますので、その環境面の取り組みですけれども、豊洲埠頭地区を最先端の低炭素モデル地区としてするべく、23年の、去年の10月ですけれども、環境センター拠点の形成を目指してまして、「豊洲グリーン・エコアイランド構想」を策定したところでございます。これに基づきまして、豊洲新市場をはじめ、進出事業者の開発を誘導しているところでございます。

また、今年度になりまして、豊洲埠頭の大半に、要は市場が来るということでございますけれども、そこを主な供給地域といたしまして、地域冷暖房施設の都市計画決定を行ったところでございます。この地域冷暖房施設というのは、地域ぐるみで冷暖房を行うことによって効率的なエネルギー供給と低炭素化を図るものでございます。

3つ目でございます。地域特性に応じた効果的なまちづくりからできる環境整備に関してでございますけれども、もちろん庁内の関係部門によります調整会議、さらには、庁内の全庁的な組織でございます大規模開発検討委員会で検討いたしまして、まちの開発とそれに伴った公共公益施設の整備、具体的には保育所とか学校でございますけれども、そういった整備の庁内連携を強化してございます。一方で、開発動向やまちづくりに対する関係者の熟度、さらには機運といったものもございまして、それらも踏まえまして、適切に対応を図っていきたいというふうに考えてございます。

4つ目です。地域住民等による主体的なまちづくりへの支援でございますけれども、豊

洲地区をはじめとした臨海部などでは、この開発をきっかけに、地域住民やそこにいらっしやる企業、そういった方が主体となったまちづくり協議会という活動がもう既に進んでございます。これらの団体の活動を引き続き支援してまいります。まさに、このところが前回の外部評価委員会でご指摘を受けて継続して取り組んでいるところでございます。

5点目でございます。新しい景観重点地区についての取り組みと既存の重点地区の事業効果を周辺に広げる課題についてでございます。江東区は、平成20年12月に景観法に基づきます景観行政団体となりまして、良好な景観形成に向けて建築物の建設に当たっての景観形成基準を定めて、誘導しているところでございます。特に、景観について配慮する景観重点地区につきまして、現在は、深川万年橋地区という1カ所のみ指定でございますけれども、新たに門前仲町と亀戸の2つのエリアの中で重点地区を指定すべく、現在地元住民と検討を行っているところでございます。25年の4月からその指定を目指しております。また、既存の深川万年橋地区の周辺に事業効果を広げる事業でございますけれども、この点も、前回の評価委員会では指摘があったんですけれども、この深川万年橋エリアにおきましては、先導的に万年橋の橋自体ですとか、その地区内の公園等を景観に合わせた改修も実施してございます。その他の地域内の建物に関しては、景観計画に関する届出を義務づけております。周辺への事業効果を拡大するということに関しましては、その住民の中での合意形成等の課題も多くありますけれども、重点地区を基準といたしまして、区や都の基幹整備、進行状況も勘案しながら、いずれ区全体がよりよい景観形成が図られているようなまちにしたいというふうに考えてございます。

最後の6点目でございます。区民・事業者とともに進める臨海部のまちづくりに関してでございます。先ほどマスタープランの実現に関するところでお話をしました、豊洲グリーン・エコアイランド構想の実現に向けまして、地権者、事業者とともに、今後、環境まちづくり協議会というものの設立や、今後の実施計画ともいえます「環境ロードマップ」というものをこれからつくっていかうと考えてございます。この構想の実現に向けた事業の一端といたしまして、環境と人にやさしい、自動車に依存しない交通システムを構築するために、今年度10月以降を目途としてございますけれども、豊洲のエリアを含みます臨海部で自転車を複数の人が共同利用するといえますか、貸し自転車じゃないんですけれども、コミュニティサイクルという事業の導入について、実証実験を行おうというふうに考えてございます。

以上、大変ざっぱくで早口で申しわけございませんけれども、施策28の現状・課題・取

り組み状況につきまして主なところをご説明させていただきました。説明の足りない部分につきましては、質疑を通して答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○班長 はい、ありがとうございました。それでは、早速ですけれども、ご質問とご意見をお願いします。

○委員 よろしいですか。これは意見というんじゃなくて、教えていただきたいということなんですが、どちらの所管の方かわからないんですけど、私、たまたまこの近くに住んでおまして、仙台堀川公園の水辺のところによく散歩に行くんですね。そうすると掲示板が2つあるんですよ、ガラスの張ったような。それが中、空っぽなんですよ。どこの課の方にお聞きしていいのかわかりませんが、区民として散歩したときに、その掲示板というものが空っぽであるのが比較的長く続いているように記憶しております。せっかくのものでありますから、何でも張れとは言いませんけれど、何か区民にアピールできるものがあつたら、張っていただくという形があれば、区民の意識も散歩をしながら、あら、こんなことあるのっていう感じになりますので、ちょっとそういったことをどちらの方にお聞きしていいかわからず。

○関係職員 水辺と緑の課の所管になろうかと思しますので、ちょっと確認させていただいて、その掲示板がどういう性質のものなのか。公園の掲示板としてあるとすると私どもですけれども、もしかしたらどこかの所管にお貸ししているとするとそちらにお伝えするような形になります。

○委員 申しわけありません。そうしたことを区民目線でお尋ねしました。どうもありがとうございました。

○班長 ありがとうございます。ほかに何かありますでしょうか。

○委員 よろしいでしょうか。指標の6番なんですけれども、まちづくりに取り組む区民、事業者、地権者等民間人。これ目標値が5に対して21年から23年まで、ずっとバーになっているんですけども、これはゼロということではなくて、どういうことなんでしょうか。もし定義があいまいとかというんでしたら、その5というのは、もともとどういうつもりでつけられたかとか、そういうのも含めてちょっとお伺いできればと思いますが。

○関係職員 まちづくり協議会といったものがこの施策、スケジュール、21年度以前に立ち上がっているということもございまして、そんなこともありまして、現状時、22年度、23年度に載せてないというところもありましたが、現状を申しますと、⑥の取り組みのところ、豊洲グリーン・エコアイランド構想の実現に向けた環境まちづくり協議会、こち

ら当初は23年度にこちらの構想を設定しまして、23年度中に協議会を立ち上げるというように動いておったんですが、24年度にずれ込んでございます。それで24年度には、環境まちづくり協議会、カウント1というように形にさせていただければと思っております。

○委員　じゃあ、ゼロという解釈ですか、このバーは。

○関係職員　実態としては、それぞれの地区、まちづくり協議会、連絡会等が立ち上がっています。それをすべてカウントしてしまいますと、すぐ5にいつてしまいますので、要は、21年度以降というように数字のほうは上げさせていただいているような数字でございます。既存のものをどういう形でここに組み込むかということもあるんですが、22年度から見まして、そこから地域に協議会が立ち上がった段階でそのような形でカウントしております。

○委員　新規がないからバーという解釈ですか。

○関係職員　はい。あと一方で、既存のものをどういう形で組み入れていくかというようにところもあるんですが。

○委員　じゃあ、この5というのは、21年度以降、新規で5つくるぞということですか。

○関係職員　そうです。21年度の段階ではそのようなことで、もしくはそういった既存のものをこの数字に、数字というか、目標に組み込んでくるかというようなことです。

○委員　先ほどのお話だと、既存のものを組み込むともう5を超えとおっしゃってましたよね。

○関係職員　超えるというか、まちづくり協議会と豊洲・有明地区で、立ち上がっているものが幾つかあります。正直申しますと、5個以上あるというのも現状でございます。その中で、どれだけのものを立ち上げさせるかというのがありますが、一方で、21年度以降、立ち上がる環境まちづくり協議会がございまして。

○委員　何かその、既存のものを入れる、入れないって、何か入れないことによる不都合ってあるんですか。

○関係職員　いや、特にはそれはございません。

○委員　その目標について、どういう観点から5にしたんですか。

○関係職員　基本的には、既存のものも含めまして、あらかじめそれぐらいはあるだろうというところが我々の中でもありました。一方で、それ以降立ち上がるものというのがございまして、そんなことで、ここら辺をどのような数字にカウントしようかという

ようなところがございますので、正直申しまして、実際の整理ができなかったというか、していないということもございますので、そこら辺を整理して、その数字に反映させていきたいと思っています。

○関係職員 江東区には臨海部の地域として有明、豊洲、有明は北と南もありますけれども、豊洲ですか、そういった部分のエリアに1つぐらいずつあれば1になるよと。確か2年前もそういったお答えをさせていただいているんですけども、有明北地区のまちづくり協議会なんかですと、もう相当昔からできておまして、そういったものと、最近でき上がりました豊洲二、三丁目のまちづくり協議会といったものの、やはり大ききなり歴史が違いますので、それを全部ひっくるめて1でカウントしていいのかということも、従前、このバーとするときに、じゃあ、従前あるのも入れちゃえば数字が立つんですけども、いろんな大きさとか歴史的な部分もあるので、これは21年度以降新たに立ち上がったものとしてカウントしていこうと、それを臨海部含めて5地域程度ということで目標値としたところでございます。

○委員 これはちょっとまちづくりという言葉、こういう言い方をするとあれかも、ちょっと安易に使ってしまっている気がするんですね。今のも、そういう意味ではまちづくり協議会の数というならすっきりするけれども、区民の人から見れば、まちづくりに取り組むいろんな団体があると思うんです。だから、そういう意味で、すごくまちづくり、ちょっと簡単に使ってしまっているようにちょっと思えました。例えば3-1等もよく読むと、エリアマネジメントの必要性があって、そういう観点からの、例えば民間組織数を実は数えているんじゃないかなんていう話も予習段階ではちょっと我々してたんですけども、そういう意味で、非常に広くちょっと使っているんで、計画的なまちづくりというものすごくあいまいに書いてしまっているんで、もう少しそういう意味では、ちょっと限定して、誤解がお互い生じないような意味で使うようにちょっと心がけてもらいたいというふうに思いました。

あと、都市計画マスタープランでは、基本的に20年後の計画目標ということかと思うんですけども、そういう中で、例えばこれフォーマットなのかもしれないですけども、5年間の予測というか、このままだとどうなるかとか非常に短い予測を上げていると思うんですね。だけど、もうまさに計画的なまちづくりということであれば、都市マスでも20年ですし、もうちょっと先、中長期の議論も要るのかと思うんですけども、そののところにんしてはどう考えているかというか、中長期に関して施策の方向が、ちょっとこちら

では読み取れなかったんですけれども。

○関係職員 都市マスはおおむね20年ということで作らせていただきました。実は、前回平成10年に作ったのがもう平成22年には改訂しなきゃならない状況に追い込まれたというのは、それは臨海部を中心とした人口の爆発的な増加なんですね。その10年間で25%、人口が増えちゃったということで、それはそういう状況があったので、前の都市マスは20年もたなかった。今後はじゃあもう少し、平成41年とか、そこら辺までの人口推計をしながら、20年ということで作らせていただいています。実は、この長計自体が10年のスパンでできておりますので、そうなる前期後期5年間ずつで、ちょうどその中におさまるのかなというところなんです。都市マスとしては20年ということのスパンで計画してはあるんですけれども、この長期計画という中では、5年、5年というのが1つの計画になってしまうので、ですから、都市マスとして20年の理念というのは、この実際の計画の中には書き込んでいるのかなど。長計のヒアリングの中ではその5年というのが1つの固定のフォーマットになってございます。

○委員 まさにフォーマットというのは理解したんですけれども、このまさに計画的というものだと、やっぱり5年の予測の書き込みだけではなくて、さらに中長期についても言及しておいてほしいというふうに思いました。

あと、今ので、まさに先ほどマンションが多く臨海部に立地したというお話があったと思うんですけれども、その施策が目指す江東区の姿の中で、やっぱり持続可能なまちということが必要かと私は思っていて、それ、どういう持続可能というのは、やっぱりエネルギーとかもありますけれども、社会的にも適切にバランスがとれるという面がやっぱり触れるべきじゃないかと思うんですね。

先ほどのそのマンションが集中的にある時期にもものすごい立地すると、今後やっぱり何十年、二、三十年たつと、社会的にもあつという間に高齢化が進む、そういった地域が今、そういう意味ではたくさんできていると思うんです。そういった人口構成も含めて、計画的にという視点が、ちょっとこれでは読み取れなかった気がするんです。

そういう意味ではマンションに関しても、今おっしゃったように、立地したから都市マスを変えたという、ついていけなくなった都市マスのほうが対応し切れてなかったので変えたというふうに私はとらえたんですが、それであるなら、まさに計画的なんだから、そういったところをそれほど25%立地を、果たしてこれからもそういう意味で、ここまで許してしまったのもあるんですけれども、そこがまさに計画的なまちづくりではないかと。

そういう形で偏りを大きく生じさせるのをほうっておくというだけではよろしくないのではと私は思うんですけれども。そういう偏った局所的な人口増加に対してのコントロールについてどうお考えかというのを聞きたいです。

○関係職員 マンションの関係でお話しさせていただきますと、結局、今、江東区にマンションに関する条例というのが2本ございます。1つはマンションを建てる前に、要するに土地取引を事業者がする前に、その地域がどういう状況にあるかというのをまず区のほうに照会をかけると。学校の状況がどうなんだ、保育園の状況がどうなんだ、緑はどうなんだというようなところをまず照会をかけてもらって、ここには、この程度の規模の住宅を建てると、学校、例えば小学校の教室が不足するよとかというようなところの事前情報を業者のほうに提供して、その中で、事業者がこういう計画でしたいといった場合には、例えば竣工するまでに大体計画から二、三年かかるわけですけれども、その時点でその公共施設、いわゆる特に学校が江東区としてどういう形で整備できるかということにつながってくるわけなんですけれども、もし、教室が足りないとなれば、一つは校舎の増築も必要ですし、場合によっては学校をつくるという、校舎を増築するというよりも、学校をつくるということになると、土地の購入から大変な労力といいたいでしょうか、場所の設定もありますので、場合によってはその事業者のほうに建物を建てることの延期を求めるとか、そういう条例の制度の中で調整を図らせていただいています。

その上で、マンション計画は、事業者指導させていただいているんで、従前、例えば臨海部のほうでマンションの建設を中止とか求めた経緯もあったんですけれども、一つは今言ったような形での調整と、あとはマンションの協力金ということで、例えば一定の規模以上のマンションを建てる場合には、一定のご寄付をいただいて、江東区のまちづくりにご協力をいただくということでマンション協力金というのも事業者のほうから求めさせていただいております。おそらくこういうやり方をしているのは、全国でも江東区だけだと思います。そういう中での調整は図らせていただいております。

○委員 ちなみに延期等は実績としてはどのぐらいわかっているんですか。

○関係職員 延期は今のところ、延期といっても、例えば12月に竣工させたいよというのを、翌年の3月にしてくれとか、そうすることによって、やっぱり子供の発生というのが、4月以降になれば学校の収容対策というのも調整がとれるんですね。だけど、12月に竣工ということでお子さんが発生すると、ちょっと学校のほうの体制というのもなかなか厳しいものですから、事業者には3月竣工ということで調整して欲しいと伝えます。そういう

意味での調整は図らせていただいております。

○委員 いや、わかりました。ただ、ちょっと豊洲とかの立地もあまりにも急激に進んだという中で、まさに計画的なまちづくりという中でのコントロールとしては正直ちょっと弱いのではないかと感想を持ったので、私は以上です。

○班長 はい。ほかにありますでしょうか。

○委員 よろしいですか。ちょっと私も感じていることがあるんですけど、私、中央区とか、それとか港区、あそこも川がありますよね、たくさんね。あそこら辺は中央区とか港区は水辺のまちベイエリアという形で、非常に川を有効に自分たちの区の魅力にしていると思うんですね。それで私も驚いちゃったんですけど、港区の芝浦ですか、あそこを東洋のベニスにという何か考え方している人がいるって、こっちがベニスだと思っているんですけど、私はね。そういう意味で、ただベニスと言われると、こっちはちょっと江戸だからという気もしますが、その中央区さんのまち並みの、例えばこれは「まち歩きツアー」というパンフレットなんですけれども、中央区さんのすごくスマートで、おしゃれにこういうことやっているんですよ。それだけ、だけど、そこら辺が何かもうちょっと、こういうまち並み景観の色彩ガイドというものがきちんとしてあって、実際私は江東区に転居した理由の一つに、水彩都市っていうパンフレットがあったんです。それを新聞で見てわざわざこれを取り寄せて、江東区はおもしろいって来たんですけど、ちょっとそこら辺が何かおしゃれじゃないという、せっかく若い人が人口増加しているんだから、さっきから私、ネーミングとか切り口とかって言っていますけれど、とても大事なことだと思うので、一つよろしくどうぞお願いします。

それと、景観の重点地区のことなんですけれど、今度、亀戸ですか、亀戸のほうをなさるという形なんですけれど、これに対して具体的な亀戸の何か方法で、いわゆる景観のターゲットみたいなのはあるのでしょうか。

○関係職員 先ほど説明がございましたけれども、万年橋を一つのその景観重点地区ということで、今度2番目、3番目ということで、亀戸地区と門前仲町地区という、この2地区で今このエリアの中で、じゃあどこを重点地区として定めようかというのをワークショップ形式で区民の代表の方とともに今、練っている最中なんです。

ですので、それが今まさにそういう作業を去年と今年度でやっているものですから、実際にここを重点地区として今後こういう形で計画していきますよというのは、まさにこれからになるんです。ですので、ポイントは昔からあるその伝統文化、それから、これから

まさにおっしゃった水辺ですよ、水辺のありよう、東京都の事業計画、そういったものを勘案しながら、重点地区の位置づけというか、決めていくことになるかと思っておりますので、ただ、これ自体は、行政のお仕着せでやるようなもんじゃございませんので、まず住民の皆さんがじゃあどこを重点地区として、例えば亀戸でしたらここを重点地区として、そこを一つの起点として亀戸全体がよりいい景観形成の図れたまちづくりにつなげていこうということで、皆さんの合意形成を図らないと、要するにまちづくりは行政というよりも区民の皆さんの力で、我々は基幹整備なものですから、区民のご協力なくして景観形成図れませんので、そんな形で今進めさせていただいてございます。

○委員　　そうですか。それはその上げ方にとっても興味を持って期待しておりました。亀戸地区で、亀戸9丁目のほうに人道橋があるわけですがけれども、その人道橋はご存じですか。たまたま、こちらに写真を撮ってきておられますけれど、これは川のところにちょっと散歩できる道があるんです。そして、亀戸、私、人道橋って初めて見たんですけど、人だけが歩く橋、それでその人道橋がきれいなんですよ。すごくアーチを描いて、そして、その後ろ側に、スカイツリーがあるんですよ。見ててとてもいい絵で、そこら辺を散歩するととてもいい景観だなと思ったんです。それは確かに多くをうならせるような景観ではございませんが、地域住民がおそらく憩いになれるところじゃないかと思ったので、ちらっと今、まだ上げている途中だとおっしゃっていたので。

○関係職員　　今考えている、例えば亀戸で考えているのが、まさにおっしゃるとおりで、スカイツリーがあって、どっちかという今スカイツリーのほうに亀戸のお客さん流れているようなんですけども、いずれにしても亀戸のほうにまた戻ってきていただく。要するに江東区民じゃなくて、そのスカイツリーを見学したお客さんがまた江東区のほうにということになると、一つの動線というのができるわけです。だけど、じゃあ、重点エリアを決めたからといって、そこだけがということじゃなくて、そこから派生をさせて、どう誘導していくかということになるものですから、まずは、重点地区というと点的な考え方になるんですけども、その点からどうやって線に展開していくか、最終的には面に展開していく。その辺を今いろいろ、じゃあどういう形の仕掛けが必要なんだというところも含めて、今検討している最中なんです。あとは、ソフト面ということ、まあ、場所を決めればそれで終わりということじゃありませんので、それを、今後江東区として、一つは基幹整備等の中でどういう整備をしていくか、江東区がどういうことができるのか、もちろん東京都にも協力してやってもらわなきゃいけない部分もございますけれども、あとは観

光です。観光のツールとして、じゃあそれをどう活用していくのか、まさにそれは江東区全体、各部署挙げてまさに重点地区の方向性を決める中で、関係部署集まって、そういう協議の場も設けておりますので、来年の25年の4月一応告示ということで今進めておりますので、努力したいと思っています。よろしく願いいたします。

○委員 そういったものが定まれば、いろんなものが方向づけられて、活気も出ると思いますので、一つどうぞよろしく願いいたします。

○班長 はい。ほかにはありますか。

○委員 よろしいですか、もう1点。水陸両用バス、都内で初めて江東区がと聞いたんですが、それについてどなたか。

○関係職員 今、日の丸自動車を優先事業者として使うことはもう決まっています、今年の秋に川の駅と言われてございますけれども、それも今お話になられた旧中川、そこにつけてまして、営業のほうが始まるのが来春からということになっていますので、一応ルートとしてはスカイツリー、スカイツリーは日の丸自動車はもう既に車庫の基地を持っています、そこから亀戸を回ってザブンと入って、旧中川にロックゲートってありますよね、あれをちょっと回ってまた戻るといような、そういうルートを考えているようです。

○委員 楽しみにしています。

○関係職員 そうですね。ぜひ、使っていただければ。日の丸自動車はあくまでも民間事業者ですけれどもね。

○委員 1点教えていただきたいんですけれども、ここは計画的なまちづくりを推進するというので、都市マス策定して、それをきちんと運用していくというところが、それだけじゃないんですけれども、中心的なところとして。都市計画マスタープランの進行管理の仕組みというのはどんなふうになっているか、単純に、単に教えていただきたいんですけれども。

○関係職員 まずは、やはり大きな都市づくりの計画なものですから、具体的な部分ということになれば、長計とリンクするような形での進行管理ということになるかと思っています。それでそのほかには、あくまでそれは長計というのは区の計画ですので、それにあわせて東京都の計画がどう動いているか、そういったところを見ながら、それが今のところの進行管理ということになるんですけれども。

○委員 ごめんなさい。長計と一体としての進行管理というふうにおっしゃられたんですね、それは具体的にどういう、要するに進行管理という行為として何が行われるかが今の

ご説明だと見えないんですね。

○関係職員　特に都市計画の進行管理という形のポストといたしまして、ポジション的なものは具体的にはないんですけども、要するに都市計画の部分で、例えば都市整備部全体としてまちづくり推進課のほうが一つの事業計画があると、入口の部分を務めています。そのときに、この都市計画マスタープランに沿った計画になっているかどうか、そういったところを踏まえてその事業者指導をしている。

もう一つは、住宅もそうなんですけれども、マンション指導という中で、先ほどご説明しましたけれども、条例2本持っているわけなんですけれども、事業者がやはりマンション計画が出てきたときに、この都市計画マスタープランに沿った計画になっているか、そういったところでの事業者指導としての進行管理、こういうところなんですけれども、だから、じゃあそれが進捗状況ということになると、まず、入口の事業者指導という中でそのマスタープランをまずまちづくりの基本のところを事業者にご協力いただいているというような形の進行管理なんですけれども。

○関係職員　ちょっと補足させていただきますけれども、進行管理といたしますか、じゃあ、都市マスに準拠してどこまで進んでいるかという、数的なものというのがこれはとりづらいのかなという、指標として上がっているのは先ほどの面積ですとか、地権者団体の数なものですから、前回も成果が上がっているのかどうかということについては、外部評価委員さんの中でも、じゃあ4割いっているのか、6割いっているのかということではちょっと判断がつかないねという、逆にご指摘もいただいてしまいました。

面積ですとか、そういった件数はこの指標4つしかないんですけども、今、計画はちょっと申しあげましたように、その都市マスどおりの思い描いているまちづくりが行われているかどうかというのは、その都度その都度の検証になっていくかと思います。例えば、今、辰巳の古い団地の建て替えが進んでいるんですけども、あそこの全体の、これから始めるんですけども、あそこの全体の住宅を今、既存の住宅を建てかえるわけですから、それをどこに置いて、駅の近くは何を建ててみたいかな、大体のゾーニングというのは東京都も立ててきて、うちのほうでもそのことについての協議をしています。ここで例えば作った都市計画の辰巳の地域核としてのものと、こんなに離れているものであれば、東京都に対してものを申さなければいけないんですけども、それがおおむね都市マスの辰巳の地域核として合致しているということの検証を常々やっていくということです。都市マスを作ったのは私の部ですので、それに合ったまちづくりが進んでいくかという検証をして

いくということだと思います。

○委員 お話に関連して、改訂版の都市マスではやっぱりまちづくりの進行管理、明示的に7章ということであっているかと思うんですね。その中でPDCAも回すというふうに位置づけている。その中でやっぱりこの20年とまでいかないにしても、やっぱり仕組み自体を入口の話というだけではなくて、仕組みとしてつくるという取り組みをやっぱり進めているべきだというふうに私は思います。

○班長 ほかにありますか。

○委員 あと先ほど、スカイツリーというわけではないんですけども、特にやっぱり隣接する区等の連携強化というのも、こちらも都市マスの中で上がっているかと思うんです。そういう意味で、ちょっと計画的なまちづくりという中とうまく話がリンクするかどうか、ちょっとあるかもしれないんですけど、それにしてもその隣接区との関係の中で、この計画的なまちづくりを進める視点から何か取り組みがあれば教えてほしいんですけども。

○関係職員 そうですね。このマスタープランという中で、まちづくりの全体像を描いているわけです。そうするとそれを具体的にどう、例えばソフトの面で、それこそ連携をとっていくかということになるかと思うんですけども、それは各所管のほうで我々、都市計画のほうにご相談があれば、我々としても一緒にやっていくんですけども、都市計画の面で今のところ具体的に連携という形ではちょっと今動いてはいないというのが正直なところです。

○委員 今後、先ほどの観光も含めて、多分、単独の区でやるというだけだとね、なかなかうまくいかない面もあると思います。

○関係職員 そうですね。ですから、問題点としてはあると思いますので、その連携というのは。先ほど申し上げました重点地区を設定する中でも、設定したらその重点地区をじゃあどう活用するんだというのは、どうつくり上げるんだというのは、基盤整備になるところと、やっぱり地域住民の皆さんだと思いますし、それをソフトの事業としてどう使うんだということ、やっぱり観光面ですとか、文化面ですとかということになるかと思えますので、それはもう全庁挙げて、その隣接区との協力も合わせて、そういう中で検討していきたいと、こんなふうには思っています。

○関係職員 観光面での協力というのは、特に今、スカイツリーができて、多いですけども、これは墨田とうちの中でも、北十間ですとか横十間といった水辺の空間を使ったり、あと陸路で先ほどの水陸両用バスがあります。それは協力してやっていく部分と、逆

に変な話、スカイツリーに行ったお客さんを亀戸に呼び込むということもあります。

○委員 取り合いと。

○関係職員 取り合いという意味で、浅草に流れないようにということで、江東区内を走る都バスの日乗車券みたいなのでうまく回れるルートを交通局とタイアップして、文化観光課というセクションですけども、そういうものを考案している動きはございます。

○委員 よろしいですか。墨田区の景観審議会か何かのもう一つ会議に出たことあるんですが、すごい戦略的でしたよ、墨田区は。やっぱり浅草があるからですかね。あっ、ごめんなさい、台東区だ。それと墨田区にもあって、その会議も出たことがある、アサヒビールのあるところは墨田区。

○関係職員 スカイツリーができて、あそこを起爆剤としてどんどん活性化して、かなり必死にやっています。

○委員 うん、やっている。他区の人の意見も集めて聞いて、いきましたけど、すごいみんな勉強している。驚きました。

○委員 こちら事業の中で、水彩都市づくり支援事業というのがあって、まさに基本構想の中でも将来像で水彩都市江東をうたっている中で、ちょっと事業費としては非常に少ない中で、ちなみにどんなことをやっているのかなと教えてもらえればと思ひまして。何か80万円前後という、基本構想でうたっている水彩都市に、いや、名前がね、関連している中で。

○関係職員 運河ルネッサンス協議会ということで、豊洲の芝浦工大の前のエリアですね。あそこは東京都の運河ルネッサンス推進方針というのが、平成17年に立ち上がりまして、そこで豊洲地区が21年に指定されまして、協議会が立ち上がったということで、基本的には地域が主体となった取り組みというところがございまして、そこに我々は支援をするということなんです。

○委員 協議会の運営支援というような意味合いなんですか。

○関係職員 はい。

○委員 ああ、そうなんですか。

○関係職員 運河ルネッサンス協議会は、昨年も年3回ぐらいですかね、船の借り上げ委託とかそういうのを支援しております。

○委員 もうちょっと何か力、計画支援、協議会の運営支援ということであれば、お金としてはこういうことかもしれないんですけども、何かぜひ充実が図られるといいなとち

よっと思います。

○委員 同じところの同じような観点なんですけれども、同じところというのは、施策の②のところ、ここは実施内容のところ、ここにエリアマネジメントに取り組む民間主体の主体的活動を支援するということがうたわれていて、それに当たる事業というのが、相談事業を除くと特にないような気がする。個別の事業ではなくて、日常の業務全般の中でそれをやっていくのかということであれば、それはそれで結構なんです。施策の説明の文章から見ると、この②は最終的にはここが中心の取り組みだというふうに読めるだけに、どこで区としてのどういう取り組みによってそれが担保されるのかというところがちょっとわかりづらいんですが、その辺はいかがでしょうか。

あつ、ごめんなさい。施策を実現するための取り組みの②、そここのところの説明の内容というのが、要は、区民等が主体となって取り組むことに対して、調整したり、関連するような公共施設整備のときに調整をしたりしながら、要は、民の主体性の取り組みを支援していきます。そこにエリアマネジメントという言葉が使われていてもいなくてもいいと思うんです、要はその民の主体的な取り組みを支援していくんですよ。これが110の指標とも連携していると思うんですね、一番最初に質問した。翻って、そういう取り組みに対して、事業で見ると2802の事業には、特にはそういう取り組みが、今の水彩都市の80万と、その一つ手前の相談指導という以外のところはないので、どのあたりで。

○関係職員 例えば一例で申し上げますと、今現在、大島3丁目の羅漢寺がございまして、あの一角でやはり地域住民の方の発意で、一つまちづくりを考えるという再開発的なところを考えているわけです。例えば、そういうところには、やはりまとめ役といいたまうか、誘導役といいたまうか、コンサルティング的な方が必要なんです。これが今、具体的に言っちゃいますと、不燃公社というところがあって、そういうところが結局一定のレベルの要件を満たすとその経費でコンサルティング的なところを担っていただけるというのがございまして、区が直接そういったお金を出さなくても、対応できるというのもございまして、そういう意味での中間的な側面援助というのは区も今、一緒にそういう席に同席してやっているわけなんですけれども、直接経費に反映しないというのもございまして。

○委員 はい。わかりました。何公社っていうんですか。

○関係職員 不燃公社。

○関係職員 燃えない、不燃。

○班長 あとはよろしいでしょうか。大丈夫ですか。じゃあ、そろそろ時間ですので、ちよつと整理させていただきます。

まず最初に、掲示板、空っぽのまま運用されている掲示板の問題についてご指摘がありまして、それについてはご検討いただけるということになっていたかと思えます。

それから、この5年後の予測ということで、期待されている内容について、あるいはそこを踏まえて中長期的な見通しの中でのまちづくりということに関する指摘というか、意見がありまして、また、それに関連して、そのマンション、規制というか、コントロールというか、際限なく建てていいものかという疑義も含めて、そういうご指摘がありました。

それから、指標の100番に関して、これがずっと不明なのはなぜかという質問がありまして、それに対して、これはその不明というよりも、21年時点以降は新規はゼロだと、24年に新規が1件入ってきますと、そういうご説明だったですね。

それからあと、観光面での取り組みというのを、景観と観光ですね、にぎわいづくりというような観点で、幾つかの側面からご質問とかご提言とかありまして、水陸両用バスとかそんなお話も含めて、そういうご指摘がありましたということです。

それから、水彩都市づくり支援事業に関して、その内容の質問、確認であるとか、予算規模小さいということで、もっと力を入れてもいいのではないかというような指摘も、ご提案も含めてありました。

それから、都市計画マスタープランの進行管理に関してどういう形でなされていますかということと、もう少しシステムチックなとか、かっちりした仕組みをつくられたほうがいいのかというご提案がありました。以上です。

あと、②の施策に関して、要は区民とともに進むまちづくりに関して、具体の手段、要するに事業が特になく見えるという確認に対しては、区としての予算を使わずに工夫してやっているというご回答だったと思えます。大体以上でよろしかったでしょうか。

では、今日確認させていただいた内容で、委員の外部評価シートを取りまとめて提言という形でまとめさせていただきます。

じゃあ、ヒアリングは以上でございませう。どうもありがとうございました。

委員の皆さんは5分間休憩ということで、出席員の方々はこれで、この件の終了の方はありがとうございました。引き続きの方はよろしくお願ひいたします。

(休 憩)

○大塚委員(班長) 今度は施策の30という、ほとんどお顔ぶれが変わっておりませんが、

ぜひ自己紹介を手短に。 私は、進行をさせていただきます大塚と申します。よろしくお
願いします。

○桑田委員 桑田と申します。

○篠田委員 篠田です。よろしくお願ひします。

○吉田委員 吉田正子です。よろしくお願ひいたします。

○都市整備部長 はい、引き続きとして作田です。

○まちづくり推進課長 小島でございます。

○まちづくり担当係長（やさしいまちづくり） まちづくり推進課のやさしいまちづくり
担当の今井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○班長 はい。それでは、早速ですけれども、施策30のほうのご説明をよろしくお願ひし
ます。

○関係職員 はい。それでは、A3の資料で施策30、「ユニバーサルデザインのまちづく
り」というのがございます。これのまず前段の説明といたしまして、ユニバーサルデザイ
ンのまちづくりについてのご説明を申し上げます。

まず、現状と課題の話ですが、急速な高齢化が進んでいるということ、さらには障害者、
外国人、子育て世代、いわゆる支えを必要とする区民が増加しています。どこでもだれで
も自由に使いやすいという、バリアフリーという言葉ではなくて、ユニバーサルデザイン
の考え方がさまざまな施策に広がってきていることは事実でございます。一応、基本計画
に基づきまして、この間、「だれでもトイレ」の整備ですとか、歩道の段差解消、あと視
覚障害者の誘導ブロックの設置ですとか、そういった福祉のまちづくり条例に基づく公共
施設の整備なども行ってまいったところでございます。

もう一つは、交通バリアフリー法というのがございまして、今は交通がとれてバリアフ
リー法になってございますけれども、平成17年の段階で江東区交通バリアフリー基本構想
というものを策定してございます。このバリアフリー基本構想というのは、主要な駅とそ
の周辺の公共施設を結ぶ歩行動線をバリアフリー化するというものでございまして、この
計画の中では、東陽町駅と南砂町駅周辺というのを重点整備地区ということに指定いたし
まして、駅周辺の道路のバリアフリー化を進めてきたという経緯がございまして、

また、この交通バリアフリー法の趣旨にのっとりまして、鉄道事業者に対して区が一部
補助等を行いまして、区内の鉄道駅のエレベーターの設置を推進してまいったところでご
ざいます。

具体的には、江東区データブック、53ページの一番下にバリアフリーの整備状況というのが載ってございますけれども、エレベーター、区内36の駅があるうちエレベーターの設置数は34ですよということで記載させていただいています。34のうち一つは亀戸水神駅というところで、ほとんどフラットな駅なものですから、エレベーターが要らないということと、もう一つは、今ちょっと確認したんですが、門前仲町駅でまだ工事中ということなので、東西線のほうがまだ全部できてないのでそれで34と。それ以外につきましては全部ついていると、東京メトロはメトロでやりますし、JRも亀戸も新木場も全部ついてございます。りんかい線等も、あとはゆりかもめも全部ついているという状況でございます。そういっただけでもトイレとか、そういった整備を行ってまいりました。

あと、高齢者や障害者、さらには車いす等の移動の円滑化、あと安全確保を図る観点から、駅前に放置されている自転車の撤去を行うとともに、自転車駐車場の整備を行ってきたところでございます。

しかし、残念ながら、現在でも駅周辺などで自転車駐車場が利用されないまま放置自転車が依然横行している事実もございます。誘導ブロックにつきましても、誘導ブロック上に商店が商品を置いたり、自転車をとめたりして、実際には視覚障害者の安全確保はなかなか難しいというところがあるのが現状でもございます。

本区ではこうした状況を少しでも改善したいということで、ハード面の整備だけではまちのバリアフリー化は図れないんじゃないかということで、住民にも参画をいただいて、区民のマナーアップという面で、心のバリアフリー化を進めるために施策を講じているところでございます。

そこで、施策30のページの2、次のページになります。行政評価結果への取り組み状況の右側、これは前の取り組みの状況の中として、ユニバーサルデザインの意義と必要性に対する啓発ということで、区民や職員が参画をいたしまして、ユニバーサルデザインに関する考えを広めるためのワークショップを開催しているところでございます。その中で21年にハンドブックというのを作ったんですけれども、そのハンドブックを活用して、区民や区の職員が小学校に出向いて、出前講座等を実施しております。区民とともに、こうした活動を段階的、さらに継続的に進めて次世代を担う子供たちにもユニバーサルデザインのまちづくり、こういった考え方を浸透させて、さらには、その子供たちから親へというような理解をいただければというふうに考えてございまして、それが地域全体に広がっていったらなと考えているところでございます。

また、その出前講座をもとに、各学校で子供たちの研究などの成果を発表していただきます、まちづくりフォーラムというものも実施してございます。子供から大人、さらにさまざまな人への周知を図っていければというふうに考えてございます。

こうした小さいことではございますけれども、ハードの整備と合わせて、ソフト面両面の施策を講じながら、ユニバーサルデザインの展開を図っていきたいということで取り組んでいるところでございます。

また2点目の、ユニバーサルデザインを民間施設の建築物に普及させる取り組みということでございますけれども、本区の助成制度というのは、区の単独事業としてございますけれども、その単独事業の内容を記載したチラシを作成して、来庁者の配布、さらにはホームページに掲載して周知を図っているところでございますけれども、しかし、残念ながら、助成額自体が30万円が限度ということで、それ以上出ないということもあって、なかなか民間の商店ですとか、そういったところに対する実績が伸び悩んでいるといった面がございます。

前回の当委員会におきましても、民間施設にユニバーサルデザイン等を普及させるためには、税の減免だとか容積率の緩和といった、制度的なインセンティブが必要なんじゃないかというご指摘、ご提言を頂戴しているんですが、なかなか税サイドですとか、そういった都市計画上のボーナスがなかなかもらえないということで、抜本的な改善には至っておらないのが事実でございます。

大変雑駁ですけれども、説明は以上でございます。後ほど、また質問等でご答弁いただければと思います。

○班長 それでは、またどこからでも、意見でも、質問でも結構ですので、ご意見のある方からご発言をいただければと思います。

○委員 よろしいですか。ちょっとこれは欲張った質問になってしまうかもしれませんが、このユニバーサルトイレですね。これをするときに、改築というんですか、ユニバーサルトイレを整備するときに、こちらを見ると、だれでもトイレ整備事業というのがあるんですが、この金額の出し方ということじゃなくて、ちょっとお聞きしたいんですけれども、これを整備するときに、あくまでもだれでもトイレに特化しているのか、プラスこの災害対策用のトイレってあるんですよ。これは墨田区の錦糸町にある、江東橋のほうにあるトイレの、災害対応のトイレですけど、これと災害対応とだれでもトイレって一緒につくっちゃうということはできないんですか。

○関係職員　考え方としてはあり得るのかもしれませんが、一応、今、うちのほうで進めているのは、区の通常のトイレをだれでもトイレに、改修時に改造すると考えています。今のところはその災害対応のトイレというのを整備していくというのは方針としては持っていないです。いろんな考え方があるみたいなんですけれどもね、その公園のベンチをいざというときにはトイレになるとか、いろんな構造のものがあるんですけど、今のところはまだ取り組んではいないです。

○委員　ああ、そうですか。それで多目的トイレということですよ。だれでもトイレというんですからね。

○関係職員　そうですね。

○委員　たまたま用があって、イオンの東雲店に行ったんです。そしたら多目的トイレとあった形で、トイレのドアのところに書いてある図がとても私はこれ、ユニバーサルデザインということ抜きにして考えても、説明事項がマークで出ていたんですよ。とてもわかりやすくいいなと思ったんですね。だから、一つのマーク化みたいなものを何か取り入れていただければ、だれでもと書いてあるのを読むんじゃなくて、両方書いてもらったが一番いいんですけど、そのマーク化というのはちょっと必要じゃないかなと。

○関係職員　そうですね。サインで示していくことということで、結構大事な話だと思いますので、その辺はちょっと今後の検討とさせていただきたいと思います。

○委員　はい、お願いいたします。

○委員　じゃあ、実現に関する指標の108番の中で、1年間で一人で出かけた際に、障害物などで不便を感じた、この指標をとっておられるんですが、ちょっとこれ非常にあいまいなところがあって、例えばどういう属性の方がどういう障害物で不便を感じたのか、そこがちょっとわからないと、結局、じゃあどういう施策に結びつけていったらいいかというのが、ちょっとこの割合からだ、例えば6割7分の方が不便を感じている、じゃあどんなことをすればいいのかというのがちょっと読み取れないと思うんですけども、これについてはもう少し細かくわかるものでしょうか。どういう形でとっておられるのかも含めて教えてもらいたいんですけど。

○事務局　こちらは企画課のほうで業務取得できない指標に関して区民アンケートというのを毎年行っている中の一つなんです、無作為で3,000人抽出という形で郵便で回収しているんですけども、その中で、こちらの指標の108の問い方が、あなたはこの1年間で一人で外出中に段差や道路上の障害物などで不便を感じたことはありますかということで、

当てはまるものを1つ選び、丸をつけてくださいということで、ほぼ毎回感じる、たまに感じる、どちらともいえない、ほぼ感じない、感じたことはない、一人では外出しないというような選択肢になっていますので、ちょっとそれ以上具体的にどういう部分で、とかというところまでは問うてはいないんです。

○委員 わかりました。例えばこれは年齢、性別、国籍の違いとか、また、障害をお持ちの方だとその障害の度合いによっても感じることは違うわけですよね。だから、そういったところで、例えば具体的に障害をお持ちの方に直接評価をしてもらおうとか、これは確か以前の指摘の中であったかと思うんですけども、そういう意味で、もう少しその施策と具体的に結びつくような指標のとり方と、そういうのに結びつけていくべきではないかなとちょっと私は思います。

○関係職員 ワークショップを平成15年から取り入れておりまして、その中で実際にまちへ出ておりますので、ワークショップのメンバー、障害者、高齢者、あと子育て世代の区民の方、区の職員も一緒になって毎年出前講座も含めて8回、9回ぐらい活動しています。その中で、そのような確認というか、現場に出ておりますので、そこら辺もまた反映できるような形です。

○委員 今、おっしゃったまさに施策のチェックまで来てて、だから、それがどう改善のアクションに結びつくかというところで、せっかくそういうのでやっておられるんだったら、ぜひそれを反映させてもらいたいなと思います。

○委員 あと、それに関連してなんですけれども、この予算のところを見ている限りですと、ほとんどがトイレの整備事業というような感じにはなっていると思うんです。それとやっぱり108番とかとはあまりリンクしていないんじゃないかなという感は強いですね。別にみんながトイレに行くために外に出ているわけではないので、であれば、それとリンクさせるような感じ、指標とかもしたほうがいいのかということと、あと、このアンケートをちょっと拝見した感じだと、要はこれだけだと年齢別とか地域別とかという意味でも、どこをとっても20～24の男性以外はほぼ満遍なく半分ぐらいは不便だと思っているというふうに出ているんですね。

でも、これだけだとほんとうにじゃあどこがというのがさっぱりわからないので、もう少し踏み込んだ聞き方をしたほうが、それが放置自転車なのか、駅とか階段とかなのかという。多分、もう少し踏み込んだ聞き方をすればいいんじゃないか。そうすれば年齢属性が多分違うと思うんです。多分20～24歳の女性とか若手の女性は階段が多くて不便とか、

多分そういう観点でしょうし、おじいさん、おばあさんだったら多分放置自転車とかで歩
きにくいよとか、多分、もう少しそうすれば具体策とかが見えてくると思うので。

○事務局 アンケートは企画課で実施しましたので、後期計画の指標というものも考えな
きゃいけないものですから、そのときにはちょっと考慮したいと思います。

○委員 よろしいですか。区政モニターのアンケート、私、区政モニター2回しているん
ですけど、区政モニターのアンケートを活用するということは特にありますか。

○関係職員 バリアフリーの関係で何度かやったことがあります。

○関係職員 年6回ぐらいモニターアンケートをやっていました。

○委員 区政モニターで答え出して書いてきましたけど、あれも結局、自分たちのターゲ
ットに合致したアンケートは、やっぱりピックアップして自分たちにリターンしておく
というのは一つの方法論かなと思ったんですね。

○関係職員 当然、バリアフリーというお話があれば、我々も整備している公園である
とか土木であるとか、そうしたところでどのぐらいの評価になっているのかというのは気
にはしますけれども、ただ、具体的にどこそこの場所という形では出てきませんから、一
般的な満足度がどのぐらいなのかというところではフィードバックはできないという
のが実態だと思います。先ほどの質問の中でも、トイレの事業しかないというお話があ
りましたけれども、実際に例えば公園とか道路とかというのは、新しくつくるものにつ
いては道路管理者なり公園管理者の中ですべてバリアフリーを織り込んでいく。おそ
らく公共施設についても今、段差があるところとかそういうことはすべて改修されて
いますから、通常の建築なり土木の施設の整備の中に織り込まれてしまっている
ので、事改めてそこの分だけ金額が出せる形にはなっていないですね。

○委員 非常に言いたいことはここではわかるんですけど、設問の仕方が、出てくる
答えがこれではというものがあるなど今感じたんです。設問の仕方ってあるんだ
と思うんですね。

○関係職員 広い意味で満足度がどのぐらい上がるかというところを見ていくという。

○委員 そういうことだと。

○関係職員 実際のところ私もアンケート調査とかそういうのはやったことがありま
すけれども、項目数が増えると回収率が悪くなってしまったりするところがあるので。

○委員 まさに先ほどワークショップとかの具体的なのを生かすというのをぜひやる
べきだなと思います。あとは、こちらでまさに挙げている年齢というのは、そういう
意味では

高齢者の部分での配慮があるかと思うんですけども、性別とか国籍というような部分に関して何か取り組みがあるかというところで、ちょっとこの指標からでは、その部分にはちょっとわからなかったんですけども、いかがですか。

○関係職員　ワークショップのメンバーは日本人だけですので、そのような意見を吸い上げるということはなかなかできないんですが、区の職員が10人ほど、あと一般の方々、障害者の方を含めまして40人ほどいますので、その中に女性も当然入っています。さまざまな意見がワークショップの中では出てきますので、そこら辺を反映させていきたいなと思います。

○委員　この施策30の枠にとどまらない部分がきっとあると思うんですけども、逆にそういう中で他施策でもこういう取り組みとか中で紹介してもらえると、ああ、そういう形で区全体としては取り組んでいるんだなというのは、こちらとしてもわかりたいというがあるので、例えば、サインとかの英語表記とかも含めてきっとあると思うんですけど、やっていないわけではないと思うんですけども、そういうのが実はこういうところで反映しているみたいなのがあると、こちらとしても評価が適切にできるかなと。

○関係職員　例えば、高齢者が家の中で転倒しないようにと、手すりをつけたいとかについては、他施策で、高齢者施策の中で改修の補助を出したりとかでやっています。話をしながらそういうのはここには出てこないから、何もやっていないように見えちゃうよね、という話はしていたんですけども、そういったものではないと思います。

○関係職員　先ほどの出前講座のお配りしましたパンフレットの5ページに、出前講座のプログラムの構成ということで書いてあります。今、ご指摘もありました英語表記などのコミュニケーションの方法というのは、5ページの上から2番目のところです。今言われたようなことについては、今後ちょっと検討していきたいなと思っております。

○委員　先ほどの災害とトイレ、トイレだけにとどまらず、こちらはちょうど災害時のユニバーサルデザインというのがのっけてあるかと思うんですけども、まさにそれは震災以降、すごく問われるところがあるかと思うので、そういった面での施策がまだちょっとこれでは、災害と災害弱者等の結びつきについてちょっと触れている感じではないので、その施策としての取り上げとそれを適切にまた指標として評価できるような仕組みを、ぜひその面を充実させてほしいなと思います。

○委員　これは単純に教えてほしいんです。3-3の記述で、東京都福祉のまちづくり条例の特定都市施設でない都市施設の適合証の交付は、東京都が行うと。これは東京都福祉

のまちづくり条例の特定都市施設である施設はだれがやるのでしょうか。江東区の守備範囲がどこかというのはとても大事なので、そっちを書いていたきたいのですが。

○まちづくり担当係長（やさしいまちづくり） こちらが東京都の福祉のまちづくり条例のパンフレットでございます。後ろのほうに特定都市施設の範囲が書いてあります。

○委員 よろしいですか。こういうものを見るときにいつも私は思うんですけれども、東京都ですからあれなので、例えば体育館とか何とかいろいろ書いてありますけれども、例えばと括弧してどこの施設と書いてあるとリアリティーがあるんだよね、いつもそれは感じるんですね。リアリティーというものにもう少し特化してもらいたいなど。とても普通に生活しているだけの人間から見ると、わかりづらいことって言葉としていっぱいあるんです。だから、何かを言うならば例を言えと言いたいんですね、すいません、大きい声で。

○関係職員 東京都のホームページにこの条例の説明だけでなく、整備マニュアルというのがありまして、そこでどういった施設がこれに該当していますよというのがかなり冊子になっていますけど、ホームページはすべて見れますので、まさに言われたような例というのが記載されています。

○委員 それなんですよね。私、大抵どこに行ってもホームページに見るとか、広報に行けばパンフレットがあるとか何とかと言われるけれど、例えば、さっきの私が実は下に行って聞いたんです、広報に。ユニバーサルデザインの何かパンフレットがありますかと。その窓口の方がその方にいただいたんですけど、そこだとおっしゃっていたものですから、見せていただいて、何だ、こんないいものがあるのにどうしてああいうところに置いておかないのと。皆さんはここに住んでいるわけじゃない、その建物にいるからあれですけども、何かを探しに来た人間は行けばいいと言われても、とても引き出せないですよ。だんだん情報リテラシーという言葉がありますけれど、パソコンができない人もいっぱいいるんですよ。その辺のところこういうものがあったら、そして、例を挙げるなら簡単に書いておいてくれれば、それこそだれでも印刷物になりますので、よろしくどうぞお願いします。

○委員 そういう意味では、今のお話は例えばこういうのは事業所向けなんですか。

○まちづくり担当係長（やさしいまちづくり） それは事業所向けになります。

○委員 なるほど。いや、事業所向けだと逆に事業者はプロだから、もっとちゃんとしたのでわかるのかもしれないし、そういう意味でまた区民の人だったら、これはもっとわか

りやすくと確かにあると思うんですね。だれ向けかというのは事業所向けというのではあるのかもしれないですけど、わかりやすくというのは確かにおっしゃるとおりだと思います。

○委員 これは特定都市施設でも遡及適用じゃないんですか。遡及適用じゃなくて新築、改修のときにということなんですか。遡及適用されるものってないんですか。公共施設でもない。

○まちづくり担当係長（やさしいまちづくり） 申請の届出だけです。

○班長 なるほど。ほかにありますでしょうか。

○委員 そういう意味では、先ほどおっしゃったように申請ベース、届出ベースということなので、たしか前回のときに何かインセンティブとかがないかなと。ちょっとアイデアとして容積率とか税制とかちょっと大きな話なので難しい面は確かにあったと思うんですけども、例えばそうやって事業者の取り組みを何とか後押しする施策と結びつけないと、やっぱりお金がかかっちゃうという話があるので、何とかそのところもそういう意味では小学生とか使う側への普及啓発もあるんですけども、事業者、つくる側、計画する側への普及啓発の後押しをちょっとぜひお願いしたいと。

○委員 これ、出たかもしれないですけども、私の聞き落としだったらこめんなさい。検証制度のようなものがあるといいという指摘が前回の外部評価委員会からあったようなんですが、率直に言ってそんなにお金のかかる取り組みでもないですので、現状は特にそういう取り組みはされていないんでしょうか。

○関係職員 それについては、さっきちょっとお話ししました適合証ということで、条例に基づいた整備がされた、事業者の申請があればなんですが、適合証というのを交付しているんです。実はその適合証を交付した事業者さんの名前だとかホームページで公表したり、区のホームページでも公表しておりますので、そういった意味で検証といいますか、出された施設なんですということがオープンになるということなので、それなりの効果というか価値が上がるのかなと思っております。

○委員 要は東京都福祉のまちづくり条例に適合した場合は……。

○関係職員 適合証を配布すると。

○委員 それに加えて区のホームページ上で区が適合証を発行した事業所に関しては公表していますと、流れとしてはこういう感じですかね。

○関係職員 区のホームページでも公表していますし、都のホームページでも。

- 委員 都でもやっている。
- 関係職員 都の条例に適合したケースですということで、適合証を我々が公開するんです。パンフレット左下のこういったものを施設に交付します。
- 委員 ちなみにどこにありますか、この近くでは。アリオですか。
- 関係職員 ちなみに23年度に交付しました施設は豊洲キュービックガーデン、有明セントラルタワー、スポーツクラブルネッサンス北砂、あとは亀戸レジデンス。
- 委員 あれはマンション。
- 関係職員 そうです、21年。あとはSUNAMO。
- 委員 あれは商業施設ということですね、なるほど。
- まちづくり担当係長（やさしいまちづくり） 届出自体は三十何件あるんです。その適合証が要らないという形で、届出だけあるんですが、それについても、うちのほうでは一応検査はしています。工事が終わった時点で検査をさせていただいているような形。ただ、業者のほうでは検査ってないでしょうとよく言われるんだけど、うちのほうでは検査させてもらっています。
- 委員 ちょっとすいません、視点が違うのかもしれないんですけども、こういうユニバーサルデザインという意味では、まちづくりだけじゃなくて、多分ものもそうですし、例えば区の広報物とかホームページを含めて全部ユニバーサルデザインの考え方というのは必要だと思うんですが、そういったもうちょっと広い概念のユニバーサルデザインに関係した区は何かあるんですか。例えば区のホームページとかの使いやすさをいろいろな人が使いやすくするとかも含めてなんですけれども。
- まちづくり担当係長（やさしいまちづくり） 音声とかそういうものでやっているという話は聞いているんですけども、あと点字とかも広報に言えば、ある程度送ってもらえます。
- 委員 そのまちづくりと切るだけではなくて、もう一つ、そういう広い概念のユニバーサルデザインの中でまちづくりとしてはこういう位置づけというのが、区の施策としては大事じゃないかなと思うんですよね。なので、ここで切り出すとハードの話に特化しちゃうと思うので。
- まちづくり担当係長（やさしいまちづくり） 先ほどの6ページにある四角の箱の中を触っている、これもユニバーサルデザインという形で牛乳とかそういうのが囲みがあるとか、そういうのがありますので、そういうのも子供たちに教えているような状況ですが。

○委員 一つでも、それはまさにユニバーサルデザインのものづくりとかプロダクトデザインとかなんですよ。だから、もう1個、そういう意味では広い概念の中でまちづくりとしてはどうかとも含めて、全体として取り組む、それとの関連がほんとうはあるといかないかと。だから、所轄課のここの議論ではないのかもしれないんですけど、そうじゃないとすごくハードに特化している部分にどうしてもなってしまうのは、そこを目指しているわけではないと思うんです。それだけを目指すものではないと思うので。

○委員 私はその意見にすごく賛成なんですよ。なぜかというところから人間が生きづらくなっていく世の中になってくる中で、このユニバーサルの考え方がものとのとらえ方に非常に影響力を持って、生きやすくなるという視点を持っていくと思うんです。私はこの間、障害者講座というのを社協でやっているところでちょっと勉強したんですけども、どこかでお話したかもしれないですけど、法律では、法を知らないものは守らないという意味で法無知という言葉があります。残酷な言葉ですけども、ところが、その講座でこういう言葉を知ったんです。福祉を知るものは潤う。今問題になっている、生活保護者とかああいうことではないですが。つまり、逆にいうと行政のいろいろな施策、申請事務といったことを知らないでいて、結局、生きづらくなって死んでしまう人もいますよね。そのときに私はああ、これから生きていくときに大切なのは、行政のいろいろなことを知っていくということは必ず必要なことだと思ったんです。その中にユニバーサルな視点があってくれば、高齢化の中で申請事務の合理化とかそういうことにもつながってくると思うし、非常に年をとってくると書類を書くのが大変なんですよ。この外部評価委員も何て大変なことだと思いますけれども、書類を書くというのは年をとってくると大変ですよ。

○関係職員 その意味では企画課で、窓口業務の改善を今進めています。

○委員 ああ、そうですか。

○関係職員 先ほどのワークショップなどは、うちの職員も参加させていただいているんですけど、まちづくり推進課が中心になっていろいろな部署の職員を集めています。限られた人数ですけども、ある程度ユニバーサルの視点はそこに参加することでほかの所管も少しずついただいて来ています。そういう意味で先ほどの広報のこととかにも少しずつですけども、活かされてくるのかなと思っています。

○委員 何か共通概念みたいな視点みたいな意味で持っていただけると、区民としては非常に住みやすい区になると思うんですね。よろしくをお願いします。

○班長　ほかに何かありますでしょうか。では、総括をさせていただきます。まず最初、だれでもトイレのお話がありまして、要はその趣旨はわかりやすいサインの重要性ということで、ご提言、ご意見をいただきまして、そんなことも考慮していただければということがありました。全体の細かい論点はこの場はたくさんあったので順次申し上げていきますけれども、ユニバーサルデザインをきちんと実現できているかどうかを障害者自身がチェックできるような仕組み、障害者、高齢者というご指摘。これは前回の評価委員会でも指摘があったということで、改めてご指摘をいただきましたということ。

それから、108の指標についてその指標が向上することに直接寄与するような取り組みが事業レベルで見られないというご指摘がありましたと。それに対して、さまざまなこういう回答がもう1回出てくるんですけども、ほかの既存の施設の改修とか事業面にあらわれない区の取り組みの中に内包されているようなところがあって、だからあらわれてこないんですという話がありました。

それから、評価に関して区政モニターを活用すればよいのではないかとご指摘があって、これに関してはそういうご提言をいただいたというところですけども、もう一つ、再度ユニバーサルデザインに関してもう少し幅広い取り組みがなされるべきということで、年齢だけではなくて性別、国籍、あらゆる立場の人がということで、改めてご指摘があって、それに対して再度区のご担当からは、要はこの施策単独で取り組んでいるものというところになってしまうんですけども、いろいろな施策の中で取り組まれていることがあるんですというご説明がありました。

この点に関してなんですけれども、全く同様の議論が危機管理のほうでもあったんです。危機管理室さんでやられているその危機管理の施策で、施策そのものに直にひもづけされる事業というとはほとんどない。ただ、実際には全庁的にいろいろな取り組み、例えば建築行政とか土木行政とかそういうところで何かするときには危機管理の観点でこういうクライテリアを守って整備をしてくれとかという指導を危機管理室がしているのだというお話があって、どういう所管の施策との間でそういう連携関係があるのかというのを何がしか区民にわかるように示していただけるといいのではないかと話をさせていただいて、とりあえず我々が評価するためにその情報をくださいという話をお願いしたんです。

あちらほどではないにしても、非常に似た性質を用いたと。ここだけ単独で見ると事業費が7,000万円ぐらいというのは、やっている仕事のすべてを当然あらわしてはいないので、どういう部門、所管の事業に対して指導なのか、連携ということなのかわかりませんけれ

ども、なされている関係にあるのかというあたりが見えるようにしていただければというやりとりがありました。

ちょっとここだけ時間割きましたけれども、あと災害弱者への対応もしっかりお願いしますというご指摘と、あとはユニバーサルデザインを民間でやってもらうためには何がしかのインセンティブが必要なのではないかと。これは前回の評価のときにも同様の指摘をしていて、費用対効果という面で説明の資料では要は費用対効果を見据えながら対応するということになりましたが、費用対効果の観点を踏まえつつ検討するという表現になっていますけれども、そのとおりで結構なんですけれども、検討してできることはしていただきたいということで、改めてお願いをしておきますということです。

あと、ユニバーサルデザインはハードだけではないのでということと、それに絡めて区役所としての窓口を含めてそういうソフトなサービス等で、そのユニバーサルデザイン的な取り組みを率先してお願いしますというお話があったと思います。

漏れはありますでしょうか、大丈夫でしょうか。細かい論点は結構たくさんありましたけれども、すいません、そんなことで以上の内容を踏まえて、委員の皆さんには評価シートの提出をお願いいたします。ヒアリングに関しましてはこれで終了ということになります。どうもお疲れさまでございました。どうもありがとうございました。

午後 3 時 2 0 分 閉会

— 了 —